

一九七〇年代の国連における中国の行動について

河辺一郎

はじめに

国際連合（以下「国連」）は、憲章第一条においてその目的の筆頭に「国際の平和及び安全の維持」を掲げ、そのための措置として、第四七条において国連安全保障理事会（以下「安保理」）が「必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる」と規定している。国連の前身の機構である国際連盟にはこのような機能はなく、この軍事力の行使を含む強制行動をとることができる点こそ、国連の特徴である。そしてこの強制行動の対象として想定されたのは、言うまでもなく日独伊を始めとする第二次世界大戦における枢軸国だった。その一方で中、仏、ソ、英、米の五カ国が安保理の常任理事国として国連の中心に位置し、さらに加えてこのような強制行動をはじめとする決定に対して拒否権を行使することができる。つまり、国連は第二次世界大戦における連合国による、一種の軍事同盟的な性格を持つ

た機構と呼ぶことができる。そしてその中心機関が安保理であり、さらにその中枢が常任理事国である。

しかし中国議席をめぐる問題が生じた。その議席は当初は蒋介石政権が占めていたが、一九四九年一〇月一日に中華人民共和国（以下、特に必要がない限り「中国」とする）が建国を宣言し、周恩来外交部長の名により同月一八日付で、国連の中国議席を占める蒋介石政権が中国を代表していないことを国連総会議長と国連事務総長に通告し、正当政府をめぐる問題が起きた。さらに周部長は一九五〇年一月八日付の安保理の全理事国に宛てた書簡において、蒋介石政権の追放を求めた。これを受けてソ連は、安保理から蒋介石政権代表を削除する決議案を安保理に提出するが、多数をとれず否決された。ソ連はこれを契機に安保理のボイコットを始める。その後六月に朝鮮戦争が勃発し、一〇月には中国志願軍が朝鮮民主主義人民共和国を支援するためにこれに参戦する。これに対して、五一年二月、国連総会は「中華人民共和国中央政府が……朝鮮において自ら侵略

に従事しているものと認め^①、さらに五月には「中華人民共和國政府……の支配する地域に対する兵器……の輸送の禁止を適用する」ことを「あらゆる国に対して勧告する」と決議した。

従つて中国議席を変更することは、この軍事同盟的な機構により敵と見なされた国をその機構の中核におくこと、つまり国連の性格を根本的に変えろと言つてもよい意味を持っていた。これに対して米國と日本を中心とする諸國は強く反対し、これを防ぐために様々な活動を重ねた。中国議席問題は、まさに世界を二分する、国連において最も議論を呼んだ問題となった。特に日本は外交の中心課題として重視し、この当時は、中国の国連登場を「二〇世紀の國際政治の上で、最大のできごととなるだろう」などとする見方も珍しくなかった。

一九七一年一〇月二五日、国連総会は、国連において中国議席を「不法に占めている」蔣介石政権を「追放」し、「中華人民共和國にその全ての権利を回復」させ、ここに中国代表権問題は終わりを見た。これ以降、中国は安保理常任理事國として国連の中核に位置している。国連は一九九五年一〇月二四日に創設五〇年を迎えたが、この半世紀は、中国が国連から閉め出されてきた四半世紀と、同國が国連の中核となった四半世紀の二つに分けることもできるのである。

ではこのように注目されていた中国は、議席回復後にどのような行動を国連において展開したのでらうか。これについてはすでにいくつかの研究があるが、必ずしも充実しているとは言えない。また中国外交に関する研究自体が、中国を主体とした

その外交政策の検討や、日米ソなどの視点を中心としており、国連から見たものは少ない。しかし特に中国が議席を回復して以降の国連は著しく普遍性を高めており、ほとんど世界中の國の姿勢が、世界が抱える多様な問題に関して示される場として、各國の外交姿勢を検討する上で極めて貴重な資料を提供している。それはある國のあり方に対して批判的か否かなどの特定の立場を越えて、客観的な状況を示している。中国の外交政策に関してもその例外ではない。その意味で中国の国連における動向は、中国外交における国連政策という限られた一分野を検討するということには留まらず、中国外交の基本的な性格の少なくとも一面を示していると言える。

対外関係の検討においては様々な視点があり得るが、中国自身の政策決定過程はここでは取り上げず、特にアフリカ諸國などの第三世界から見た中国の国連における行動を中心に考える。もちろんこれは多岐に渡る問題であり、ここでは今後より詳しく検討すべき論点を挙げ、その一部についてやや詳しい検討を試みるに留めたい。第三世界との関係に着目する理由の第一は、中国の議席回復後初めての総会演説以降、繰り返し自らを第三世界に属すると規定していること、第二に、以下に述べるとくに七〇年代の国連は、第三世界の活発な活動により特徴づけられているためである。なお、「第三世界」と類似した言葉として「開発（または「発展」）途上國」、「七七カ國グループ」などが、またより政治的な運動として「非同盟諸國」がある。国連ではむしろ後に挙げた三つの言葉が一般的に使用

されており、特に「七七カ国グループ」と「非同盟諸国」は最も活躍しているグループと言つてもよい。これらの言葉を厳密に区別する論者もいるが、ここでは基本的に「第三世界」を用いる。これは本稿の主題との関連で、中国がその最初の演説で用いた用語にならつたものであり、特に政治上またはイデオロギー上の意図はない。

一 一九七〇年代の国連と第三世界

はじめに、第三世界が中心となつた事例を中心に、七〇年代の国連における主な動向を観察する。

七〇年、アフリカ諸国などが提案した南ローデシアと英国を非難する決議案に対して、米国が英国と共に拒否権を行使。これは国連創設以来、米国が初めて投じた拒否権であり、国連の生みの親とも言える米国にとつて国連政策の大きな転機となる。南アフリカ代表の委任状が総会により初めて否決された。

七一年、米国の懸命な反対工作にも関わらず、中国の議席回復と蒋介石政権の追放が決議される。総会、経済社会理事会の議席を五四カ国に拡大することを決定。

七二年、七〇年に安保理で多数を得ることができなかった、南ローデシア問題に関して南アフリカとポルトガルへの制裁を求める決議案が、総会で成立。中東問題に関して米国が初めて単独で拒否権を行使。

七三年、米国、パナマ運河問題、南ローデシア問題、中東問題

と三回拒否権を行使。総会、アバルトヘイト罪撤廃処罰条約採択。第三回海洋法会議始まる。

七四年、第三世界が推進する新国際経済秩序宣言と国家経済権利義務憲章が総会で採択。七〇年から委任状が否決されていた南アフリカの総会への出席が認められなくなる。同時にアフリカ民族会議とパン・アフリカニスト会議をオブザーバーとして招請。一九四八年の第三回総会に議題となつて以来総会議題から消えていたパレスチナ問題が、改めて議題に上程され、パレスチナ解放機構（PLO）が総会オブザーバーとして招かれ、アラファト議長が総会で演説を行う。総会議長はアルジェリアのブーテフリカ。国連教育科学文化機関（UNESCO）事務局長にセネガルのムボウ就任。初のアフリカ人事務局長。米国の国連総会決議への賛成率急落。過去最低の二六・三％。

七五年、総会が「シオニズムは人種主義及び人種差別の形態であると決定する」。非同盟諸国通信社「プール」、試験的に発足。朝鮮問題において、北朝鮮寄り決議案が初めて採択される。韓国寄り決議も同時に成立し、この後総会では朝鮮問題が議題から消える。南北ベトナムが国連加盟申請するが、米国が計四回の拒否権を行使して阻止。米国、国際労働機関（ILO）脱退を表明。先進国、国連の外で経済政策を中心に協議をする、先進国首脳会議を始める。

七六年、第三世界の要請により七八年に第一回国連軍縮特別総会開催を決定。非同盟通信プール正式発足。

七七年、安保理、対南アフリカ武器禁輸を決定。対南ローデ

シアに続いて二回目の制裁措置で、国連加盟国に対しては初めて。米国 ILO 脱退。

七八年、総会、安保理に対して対南ア全面制裁を要請。反アバルトヘイト国際年。第一回軍縮特別総会開催。ナミビア独立のための P K O 設置決定。UNESCO 総会、マスメディア宣言採択。

七九年、七七カ国グループ (G 77)、経済社会理事会の議席を全国連加盟国に拡大する決議案を総会に提出。採決されず。

このように、一九七〇年代は第三世界が国連を舞台にその主張の実現を次々に要求していった時期だった。一方、国連の生みの親とも言える米国は、このような変化に直面して国連に対するその姿勢を大きく変えていった。一九八〇年、歴代共和党政権の中でも特に保守的と言ってもよいレーガンが大統領選挙を制するが、このような国連の動向は、結果的に、レーガン政権が国連敵視政策をとることを促すことになった。

中国代表権の交替は国連を急激に変化させる一連の動きの先駆けとなったわけだが、その意味はそれだけに留まらなかった。前述のように、国連により侵略者とされた中国をその中枢に迎えるというこの決定は、国連の原理的な転換を意味したためである。その後続くバレスチナ、アバルトヘイト、新国際経済秩序、軍縮などに関する第三世界の主張は、西側諸国が優位だった国連のそれまでの状況から見れば革命的な動きだったにしても、「戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権」を確認し、

「二層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上を促進する」という、憲章前文に謳われた国連の基本哲学の上に位置づけることができるものだった。しかしこれに対して、中国代表権問題は基本的な国連の考え方に対する挑戦としての側面も持っていた。そして各分野における個別問題に対する第三世界の挑戦を具体化させるためには、国連の基本哲学の変更が不可欠だったと言ってもよい。そして、中国代表権問題がそのような象徴的な意味を持っていたからこそ、米国を中心とする各国は蒋介石政権の議席維持を国連政策の中心において力を注ぎ、また米国などがするように重視の姿勢を示したからこそ、第三世界も自らの主張を成立させるための象徴としてこの問題を捉えた。中国代表権問題の解決は、様々な意味で、国連の実質的な変化が始まることを暗示するものだった。

これらの動きの中心となったのは特にアフリカ諸国だった。中国の議席回復もその例外ではなく、これを決めた決議の提案国二三カ国中一カ国をアフリカ諸国が占めた。そして日米側の提出した決議案が否決され、中国の議席回復が決定的になった際には、アフリカ諸国の代表はまさに躍り上がった。米国では特にこのような行動へ批判が集まったが、その是非はともかく、中国代表権の交替が第三世界、特にアフリカ諸国にとつて象徴的な意味を持つていたことが示されている。英仏がかつての力をなくす中で、アフリカの植民地支配の長い歴史とその現状を象徴するものが米国であり、その米国を打ち負かした象徴がこの中国の議席回復の達成だったと言える。では、このよう

な象徴的意味を中国自身は体现したのだろうか。

二 七〇年代の国連における 中国の提案行動と第三世界

まず、総会におけるその姿勢を見てみよう。安保理では先進国が常任理事国として拒否権を持つことに加え、相対的に第三世界の議席数も小さい。一九七一年の時点では、西欧諸国他一カ国が常任理事国を含め五議席を安保理で持っていたのに対して、南アフリカを除いて四一カ国を数えたアフリカ諸国は三議席しか割り当てられていなかった。これに対して総会では一国一票が保証され、第三世界が大きな力を持つ。第三世界が特に総会においてその主張の實現を図った背景である。

総会における第三世界の活発な活動は、成立した総会決議に対する積極的な提案行動に表れている。例えば、中国代表権問題が解決した翌年、一九七二年の提案回数上位二〇カ国は全て第三世界であり、しかもそのうち一三カ国をアフリカ諸国が占めていた。

では、このような中で中国の提案行動はどのようなものだったのだろうか。議席を回復してから一九八七年までの総会決議に対する中国の提案行動を图示した。中国は七一年に提案国に加わったことが一回があったが、これは任期の切れたウ・タントに代わりワルトハイムを事

務総長に任命することを提案したものだ。事務総長の任命は安保理の指名に基づき総会が任命するため、総会においては一般に安保理の全理事国が提案国になることになっている。従って、この提案は事務的なものに過ぎない。もともと中国の国連代表団がニューヨークに到着したのは一月一日で、安保理の審議に参加したのは二三日からであり、充分な提案活動にまで至っていないのも当然だろう。しかし、中国は翌年も提案国に名を連ねることはなく、その後も、第三世界が活発に活動

国連総会決議に対する中国の提案行動

年	投	非	無	計	提案率	全加盟国における 提案回数 の順位
1971			1	1	0.8	124
1972			0	0	0.0	127
1973	1		3	4	2.7	124
1974	1		2	3	1.9	133
1975	1	1	3	5	2.7	133
1976	1		3	4	2.0	135
1977			2	2	0.9	144
1978			2	2	0.8	145
1979			6	6	2.2	140
1980			15	15	5.1	132
1981	1	1	20	22	7.2	116
1982	2		21	23	7.5	114
1983	2		25	27	9.6	91
1984	5		33	38	12.8	69
1985	4		39	43	14.9	63
1986	7		23	30	11.4	75
1987	9		22	31	11.7	81

「投」は記録投票によって採択された決議に対する提案を、「非」は非記録投票によって採択された決議に対する提案を、「無」は無投票によって採択された決議に対する提案を、「計」は以上の合計を示す。提案率に関しては注(11)を参照。

する七〇年代を通じて、積極的な提案を行わなかった。

これは、第三世界の経済的な要求の集大成とも言える新国際経済秩序に関しても同様だった。これを採択した一九七四年の第六回特別総会には、中国は鄧小平を長とする代表団を派遣し、三つの世界論を示して、「アジア、アフリカ及びラテンアメリカの大部分の諸国が続々と独立を達成し、国際問題においてかつてなく重要な役割を演じている」、「多くのアジア、アフリカ及びラテンアメリカ諸国は政治的独立を達成したが、経済の命綱は今なお植民地主義と帝国主義により様々な段階で支配されており、古い経済体制は基本的に変化していない」と演説する。しかし、第三世界九五カ国が提案国に名を連ねた新国際経済秩序樹立宣言と新国際経済秩序樹立行動計画⁽¹⁵⁾に対して、中国は提案国には加わらなかった。共同提案国にならなかったのは、OECD諸国といわゆるCOMECON諸国を除くと、南アフリカ、イスラエルなど、中国を含めても七カ国に過ぎず、国連史上において第三世界が最も結集した問題だった。と言うより、一九六四年に第一回国連貿易開発会議(UNCTAD)が開催され、ここでアジア、アフリカ、中南米の諸国が七七カ国グループを結成して以来、これはこれらの国にとって象徴的な問題だった。あえて「第三世界」、「開発途上国」、「G77」を同一の内容を持つ言葉だとすれば、第三世界とはこの新国際経済秩序を推進した諸国を呼ぶ言葉と言っても良い。その意味で、中国が第三世界に属するとは言い難い側面が、すであつた。

新国際経済秩序はその名の通り経済面における第三世界の主

張の集大成だったが、一方、超大国の軍事的脅威に対する第三世界のイニシアティブとすることができているのが、一九七八年に開催された第一回国縮特別総会だった。軍縮交渉は、国連とは関係を持たないジュネーブの軍縮会議がその中心となり、また一九六九年から戦略兵器制限交渉、すなわち米ソの直接交渉が開始されることに象徴されるように、国連から軍縮交渉を切り離すという意味があつた。その結果、国連は軍縮において重要な役割を演じることはなかった。第三世界が大きな力を持つ国連を軍縮交渉から切り離すということは、第三世界の軍縮問題に対する発言力を封じることには他ならなかった。軍縮特別総会の開催を決めた七六年の総会決議三一／一八九Bは、軍事大国が軍備を支配するのみならず軍縮交渉をも独占している現状に対する小国の反発だったと言い得る。この決議には、アルジェリア、メキシコ、ユーゴスラビアなどを中心に七五カ国が共同提案国となったが、これに対しても中国は提案国に加わらなかった。それどころか、投票を経ることなく採択されたこの決議に対して、中国は採択への不参加を表明した。

ここで中国は、「超大国による軍拡、侵略及び拡張に反対し、真の軍縮の実現を支持する第三世界及び他の平和愛好国の真摯な願いと正当な要求を、我々は全面的に理解している。第二次世界大戦以来長年の間、国連の内外で様々な形の軍縮交渉がなされてきた。しかし様々な名によるこれらの軍縮交渉は真の軍縮をもたらしてこなかったし、その可能性もない」と述べる。軍縮交渉の経緯と特別総会開催の意味を理解していたとは言え

安保理で採択された決議案及び
修正案に対する常任理事国の提案回数

	中国	フランス	ソ連	イギリス	アメリカ
1971	0	0	0	0	2
1972	0	2	1	3	0
1973	0	2	2	2	2
1974	0	3	2	2	1
1975	4	0	4	0	0
1976	2	3	4	3	2
1977	3	3	3	3	2
1978	0	1	0	2	3
1979	0	0	0	0	1
1980	0	0	0	0	1
1981	1	1	1	1	1
1982	0	2	1	1	0
1983	0	1	0	2	1
1984	0	1	0	0	0
1985	0	2	0	1	1
1986	0	1	0	0	0
1987	0	0	0	0	0

なかった。⁽¹⁵⁾

安保理においては、消極的な姿勢はよりはつきりと示された。一九七一年から八七年までの間に、採択に必要な九票以上の得票を得た決議案及び修正案に対して中国が提案国に加わったのは一〇回に過ぎない。フランスの二二回、ソ連の一八回、イギリスの二〇回、米国の一七回と比べても際だって少ないのである。なお、多数を得られずに否決された提案は一回あるが、これを加えても提案回数が最少を記録していることは変わらな

い。この否決された提案については章を改めて考える。安保理も総会と同じく、第三世界、特にアフリカ諸国がその主張の実現を図っており、活発に提案を行っていた。アフリカ

諸国は常任理事国の議席を得ておらず、一方、非常任理事国の任期は二年間で再任はできない。しかしわずか二年間の任期にもかかわらず、七六―七七年に理事国を務めたりビアとベニンがそれぞれ三二回と三〇回、七五―七六年のタンザニアが二四回提案を行ったのを筆頭に、この時期のアフリカ諸国は平均一五・八回の提案を行っている。一六年間の中国の提案行動は、アフリカ諸国の二年間の提案行動をも下回る不活発さだった。

この様子は、中国が提案国に名を連ねた決議の内訳を見るとさらに際だってくる。一〇回のうちベトナム加盟関係が六回、ジブチ加盟とバヌアツ加盟が各一、南ローデシア制裁関係が二回だが、ベトナム加盟関係決議を除くと、何れも全理事国が提案国となった決議である。中国が独自に積極的な提案活動を行ったものではなく、総会における事務総長の任命提案と同様に形式的な提案に過ぎない。またベトナム加盟関係の決議は米国の初めて加盟問題に拒否権行使した例となったもので、何れも米国の唯一反対して拒否権により葬っている。その一方、米

国以外の国の間では見解の大きな差異はなかった。従って、中国の提案行動は回数の上で不活発であるだけでなく、主体的に関与を求める姿勢にも欠けていたと言える。ワルトハイム事務総長は、議席回復直後の中国代表団の様子を次のように描写している。「新しい中国代表はゆつくりと、そして慎重に国連での彼らの役割を担っていった。彼らが国連で積極的役割を果たすには数年を要した。当初彼らは確信がなく、自信もなさそうだった。そうした感情を隠そうとせず、自

らの問題をきわめて素直に語った。「私たちが新参の者だといふことをわかって下さい。なんでも知っているようなフリはしたくないのです。」^①しかしながら、数年を経ても、中国が「国連で積極的役割を果たし」^②しているとは言えなかった。

三 バングラデシュとアンゴラの国連加盟

中国が消極的な姿勢を示していた七〇年代だったが、例外的に安保理で積極的な提案活動を示したことが一度だけある。具体的な事例としてこの一九七二年のバングラデシュ加盟問題と、これに関する例としてアンゴラ加盟問題を検討する。

七一年三月から西バキスタンが東バキスタンに対して武力弾圧を始め、東バキスタンのヒンズー教徒一千万人が難民化してインド領に流れ込んだことに対して、二月三日、インドと西バキスタン国境において両軍の衝突が始まった。四日から六日にかけて安保理はこの問題を審議するが、米国が提案する二つの決議案とアフリカ・中南米諸国が提案する一つの決議案はソ連の拒否権により否決され、ソ連の提出した決議案は賛成二(ソ連、ポーランド)、反対一、棄権二と多数をとれず否決された。なお、ソ連案に対する唯一の反対は中国で、他の諸国以上で強硬なその姿勢が示された。

この問題は翌一九七二年にバングラデシュの国連加盟申請という形で再燃した。八月一〇日、バングラデシュが八日付の書簡で国連加盟申請を行ったことを受けて、安保理がこの問題を

審議した。これに対して中国は、停戦と撤退を求めた総会と安保理の決議をバングラデシュが履行していないとして、審議すること自体に反対した。^③中国は議題の採択に反対するが、手続き事項には拒否権が適用されないうため、賛成一、反対一(中国)で採択された。アフリカ諸国三カ国は投票に参加しなかった。中国は続く実質審議の中で次のように述べた。「中国代表は現状では『バングラデシュ』の国連加盟を安全保障理事会で審議することに強く反対する」、「誰も承知しているように、一九七一年一月二一日、ソビエト社会帝国主義にそのかされかつ強い支援を受けたインド政府が、厚かましくもバキスタンに対して大規模な侵略戦争を仕掛け、南アジア亜大陸の平和を深刻に損なっている」^④。このように、中国の反対理由はソ連の脅威を念頭においたものだった。

この問題を直接安保理で審議しようとするインド、ユーゴスラビア、ソ連、イギリスなどに対して、唯一議題採択に反対した中国は加盟審査委員会への付託を求め、結局議長長の判断により加盟審査委員会への付託が決められた。安保理の審議は八月二四日に再開され、中国は単独でバングラデシュ加盟延期を提案するが、翌日、賛成三(中国、ギニア、スーダン)、反対三、棄権九で、多数を得られず否決された。アフリカ諸国が活発な提案活動を繰り返していた七〇年代に、中国が唯一積極的に提案を行った例がこれだった。七一年から八七年の間に安保理において中国が提案国となったのは、先の一〇回と合わせ、これを含めて一一回に過ぎない。

なお、インド、ユーゴスラビア、ソ連、イギリス四カ国が提案する加盟決議案は、一一一(中)一三で、中国が初めて行使した拒否権により否決された。ここで、安保理に議席を占めていたアフリカ諸国三カ国は全て棄権した。第三世界から非常任理事国として安保理に席を得ていた七カ国は、提案国となったユーゴスラビア、インド、提案国ではないが賛成した中南米の二カ国と、中国寄りの姿勢をとって棄権したアフリカ三カ国に分裂することになった。

投票理由の説明において、例えばスーダンは次のように表明している。「我々の最良の友人の何人かが提案し支持しているこの決議案に対して、当然、我が代表団は賛成することができた。彼らの善意を疑う気持ちも、その基盤に疑問を挟む気持ちもない。さらに、バングラアシュに対する我々の態度は、基本的に共感に満ちたものである」。ここからも分かるように、アフリカ諸国の態度は、この加盟問題自体の是非に基づいて決められたという以上に、中国への支持が根底にあったと言うことができる。前年の中国代表権問題の際にアフリカ諸国が示した中国への信頼がここでは続いていたのである。

中国が次に加盟問題に対して支持を示さなかったのは、一九七六年のアンゴラ加盟の際だった。アンゴラではソ連の支援を受けた勢力が政府を樹立し、独立を宣言、アフリカ統一機構の支持を得ていたが、これに対して中国は南アフリカや米国などともに別の勢力を支援していた。アンゴラ政府は七六年四月二二日付書簡で加盟を申請するが、特に米国の反対により安保理

の開催は遅れ、六月二二日ようやく審議が始まった。理事国だったベニン、リビア、タンザニアに加え、アルジェリア、ケニア、リベリア、マダガスカルがアンゴラの加盟支持演説を行う中で、中国は「アンゴラの国家統一と独立は、今なおソ連社会帝国主義が血迷わんばかりに進める侵略と拡張政策により深刻に侵害されている」「ソ連社会帝国主義が今なおアンゴラにしがみついている事実を照らして、その侵略及び干渉行為を続けることの口実に組み込むことには、中国は強く反対する」として、投票には参加しなかった。決議案自体は米国の拒否権により葬り去られ、特にアフリカ諸国は口々に米国を批判したが、その一方で中国とソ連は相互に非難合戦を繰り広げた。

この問題は一一月二二日に再び安保理で審議されるが、ここでベニンは米国を批判しつつ「六月に中国がとった態度を心より遺憾に思う」と述べる。米国が棄権に転じたため決議は採択されたが、中国はここでも投票不参加を繰り返した。投票後、アフリカ統一機構を代表してモーリシャスは、「この勇猛な国が国連に我々とともに議席を占める以上、米国と、第三世界のリーダーである中国がアンゴラ代表団を手を広げて歓迎することを希望する」と、いささか皮肉を込めた発言をした。両国とも中国代表権問題では蒋介石政権寄りの態度を示した国ではあったが、特にモーリシャスの発言はアフリカ統一機構を代表したもののだけに、その意味は大きかった。これは見方を変えれば、中国を支持したアフリカ諸国の域内における立場に関わる事態だったと言える。

九月に開会する総会ではアンゴラへの援助を呼びかける決議案が、七七カ国グループ、つまり第三世界を代表してパキスタンにより提案される。この決議案には旧宗主国だったポルトガルも提案国に加わるが、ここでも中国は「投票に付される場合には不参加する」と発言するのみだった。そしてこれがアンゴラに関する総会の審議において中国が行った唯一の発言だった。なお決議案自体は、オランダが協議することを提案した後、無投票で採択されている。

ここではこの二つの加盟問題に対する中国の態度の是非は問わない。問題となるのは次の三点だろう。第一に、中国の姿勢が、アフリカの民族自決に寄与しなかったことである。少なくとも結果的に中国の態度は事態を複雑化させ、二〇年に渡って続く悲惨なアンゴラ内戦の、主要因ではないにせよ一因となった。次に、これがアフリカ諸国の批判を招き、バングラデシュ加盟の際にアフリカ諸国が見せた中国への信頼を自ら損なった。そして三番目に、そのような状況を招いてまで行われた介入であるにもかかわらず、それによりソ連への対抗という中国自身の本来の介入目的も達成されなかった。それどころか逆にソ連のアフリカにおける影響力を増す結果となった。つまり中国の行動は、アフリカ諸国自身にとっても中国にとっても害しかもたらさなかったのである。

特に南アフリカの後押しする勢力を中国が支援したことは、その姿勢に大きな疑惑を挟むのに充分だった。敵の敵が味方であるのならば、敵の味方はまごうことなく敵に他ならないのだ

から。そしてそれは中国の対応が単純にソ連への対抗のみをもとに決められたことも物語っていた。中国にとってはソ連に對抗することが大儀だったのかもしれない。しかし、アバルトヘイトの撤廃というアフリカの大儀を無視して、しかも自国から遠く離れた地域の問題に関して中国の大儀を主張することは、「大国のパワー・ポリティクスと覇権は小国を脅し、または、強国は弱小国を脅す」と、その初めての総会演説で批判した覇権主義を自らが行ったと評されても、やむを得ないことだった。中国代表権問題やバングラデシュ加盟問題でアフリカ諸国が示した中国への思い入れは、裏切られた形となった。

タカ派で知られ、一九七五年から七六年にかけて米国の国連大使だったモイニハンは、喬冠華中国国連大使の様子を次のように記録している。「総会の最終日の前日、中国代表は私のために恒例の昼食会を催した。喬冠華は、私が見た限りでは（それはそんなに間違っていないが）、国連においてソ連と直接に対するときにソ連をやっつけることができた試みがないので困っていた。中国人が影響力を持っていると考えるタンザニアのような国も、しばしばソ連の側について中国に敵対した。もしモリーシヤス大使が私（モイニハン＝河辺注）の行動を恐れるのであれば、中国大使はむしろそれを歓迎するのである。」真偽はともかく、そのようなことがあったとしても理解できる。

おわりに

これまで、中国が国連の中で孤立していることがしばしば指摘されている。例えば、第三世界が新国際経済秩序を推進する舞台となった「UNCTADの場合、常に中国は中国だけだけの」⁽²⁶⁾と言われ、また「ジュネーブの軍縮会議は、国連とは孤立の四〇カ国からなる機構で、内訳は西側一〇カ国、社会主義八カ国、非同盟一カ国、それに中国という四面構成である」⁽²⁷⁾とも評価される。これらの発言者が仮に中国に対して友好的ではないとしても、本論で見てきたような事実関係に照らしても、このような観察自体は不適切なものではないだろう。

文革期に進んで孤立化をたどった中国が唯一接近したのがアフリカと言える。そしてアフリカ諸国は中国の議席回復において中心的な役割を演じ、またこれはアフリカ諸国の国連における勃興も象徴した。さらにこれは七〇年代の国連におけるその活動の口火を切るものだったが、すでに中国の「第三世界路線」は転換していたと言いえる。アフリカにとつて新中国の存在は、七〇年代の国連において期待はずれのものだった。結局、中国の議席回復のために井戸を掘った古い友人は見捨てられたと言えよう。一九八一年に登場するレーガン政権は、国連を第三世界とソ連が結託して反米活動を行う場と見なして国連敵視政策を繰り広げたが、この意味で言えば、中国は第三世界の一員ではなかった。この国連敵視政策において中国は中心には位置し

なかったが、これも中国が国連において重要な活動を行っていなかったことの反映に他ならなかった。そしてそれは第三世界が中国を裏切ってソ連に接近したためとは言えない。むしろ逆

に中国が第三世界に背を向けたと言うべきだろう。中国の議席回復に反対していた西側諸国では、議席回復後の中国に対して、「わが国とは立場の相違は別として、協調的態度に終始したことが注目された」⁽²⁸⁾など、中国の姿勢を歓迎する発言が多く見られたが、第三世界が力をふるった当時の国連の状況を考えれば、当然の事態だったのである。

このように、七〇年代の中国の国連における活動は消極的なものであり、自国に関わらない限り積極的な姿勢を示さなかった。そしてその当然の結果として、他国との協調的な姿勢を見せなかった。それは、米国すなわち国連の生みの親と言うこともでき、自国の理念のために国連の活用は積極的に関わり、だからこそそれが不可能になった際には国連への非難を強める米国の姿勢とも、また第三世界すなわち、特に国連総会を通じて既存の国際体制に挑戦を試みた開発途上国⁽²⁹⁾非同盟諸国の姿勢とも異なっている。また積極的な姿勢を示してはいなかったものの、米国との対抗上、存在感が大きく、加えて衛星国としての東欧諸国を従え、ほとんど常に一致して行動していたソ連とも異なる。なおこれは衛星国を従えることがよいと言う意味では、当然ない。

もちろんこのような自国の利益のみに規定される行動を、そのことを以て批判することはできない。しかし、たとえ結果的

にはあれ南アフリカと協調した中国はアフリカの敵と見なされてもやむを得ず、しかも自らの利害を遠く離れた南部アフリカに押しつけるその姿勢は、超大国のそれに近いものだった。そしてそれが中国が議席回復以前に示していた理念とは大きく異なるものであったことは否めない。

ではそのような姿勢は、七〇年代後半の中国の政治的变化に伴い変化したのだろうか。詳しくは別の機会に譲るが、八〇年代に入り総会における提案活動は徐々に活発にはなるが、必ずしも積極的とは言えない。また安保理における提案活動も積極的でない。そして中国が第三世界と手を携えるようになるのは、一九九二年五月に非同盟首脳会議のオブザーバーとして迎えられてからのことになる。特に九三年以降は、国連総会における発言においても、「G77と中国を代表して」という発言がしばしば見られるようになる。第三世界が活発にその主張の推進を試みていた時に沈黙をしていた中国は、米ソ対立の終焉により先進国の批判が自らに向かうようになって、第三世界の一員としてふるまうようになると言えよう。ただし、それがかつての自国の国連政策を充分に見直していることを意味するとは、断言できない。

現在、日本の常任理事国化が議論されることが多い。しかしその日本の国連政策は、米国との関係を重視する自民党と、アジア諸国との関係を重視する社会党の間の外交上の対立をこまかすというような意味を持っていた。当然それは外交政策の中心として積極的に主張されるものではなかった。しかも、二一

世紀に向けて新たな国連のあり方が問われていながら、日本のこれまでの国連政策に関しては今なお充分には議論されてはいない。中国が繰り返してきた「第三世界の一員」という言葉も、少なくとも結果的には、日本のこの「国連中心主義」と同様の響きを持ってきたと言っては言い過ぎだろうか。「日本はもちろんアジア・グループのメンバーだが、話が開発途上国に共通する問題になると、会場から閉め出されることがある。日本はアジアの異端児ということであろうか。中国もまた同様の扱いをうけることがあると聞く」というような見方は、中国にとつて不本意なものだろう。しかし、これを親中国的ではない立場の人間による偏向した判断と決めつけることはできないだろう。アジアにおいて国境を接し、そしてともに現代の世界において、またとりもなおさず国連において大きな力を持つ中国と日本という二つの国が充分な国連政策を持つておらず、しかもともにそのことを充分認識していないのだとすれば、その負の影響は世界的に大きいと言わざるを得ない。両国の率直な議論が必要だろう。

注

- 〈1〉 国連総会決議四九八 (A/RES/498)
- 〈2〉 国連総会決議五〇〇 (A/RES/500)
- 〈3〉 牧野拓司「素顔の国連」、読売新聞社、一九六七年、一五二頁

〈4〉 国連総会決議二七五八 (A/RES/2758)

〈5〉 最も代表的なものとしては、特に新国際経済秩序を中心に

研究した Samuel S. Kim "China, the United Nations, and World Order", Princeton University Press, 1979 が最良

<6> UN Doc. A/PV.1983, paras. 193-213

<7> 河辺による数値。算定の基準は、河辺一郎編「国連総会・安保理投票記録 一九七四年版」、新聞資料センター、一九八九年を参照

<8> 総会決議三三三九 (A/RES/3379)

<9> 提案国は以下の通り。アフリカ諸国、アルジェリア、コンゴ、赤道ギニア、ギニア、マリ、モーリタニア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ザンビア。他の地域の諸国としては、キューバ、ビルマ、セイロン、ネパール、パキスタン、イラク、イエメン人民共和国、シリア、イエメン、アルバニア、ルーマニア、ユーゴスラビア。決議案文書番号は A/L. 630 & Corr. 1, Add. 1, 2。

<10> 各国の提案回数は、採択された決議及び投票により採択された議題先送りなどの決定の提案に対して、提案国として加わった回数のこと。国名は順位順に以下の通り。ユーゴスラビア、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、パキスタン、スーダン、エジプト、イラン、インドネシア、タンザニア、マリ、ザンビア、ウガンダ、キプロス、アフガニスタン、チュニジア、カメルーン、シエラレオネ、マダガスカル、インド。河辺一郎編「国連総会・安保理投票記録 一九七二年版」、新聞資料センター、一九八九年、による。

<11> 提案率とは、その会期の総会において、各国による提案に基づいて成立した決議案及び投票により採択された議題先送りなどの決定の合計を母数として、その国が提案国に加わった回数比率を指す。河辺による調査は、現在一九八七年まで完了している。

<12> UN Doc. A/PV. 2209, para. 189

<13> Ibid., para. 201

<14> 国連総会決議三三〇一 (A/RES/3201)

<15> 国連総会決議三三〇一 (A/RES/3202)

<16> UN Doc. A/C.1/31/PV. 50, pp. 6-7

<17> ワルトハイム「激動の中の国連外交」、講談社、一九八六年、二一八三頁

<18> UN Doc. S/PV. 1658, paras. 8-10

<19> Ibid., paras. 77-78

<20> UN Doc. S/10768

<21> UN Doc. S/PV. 1660, p. 15, para. 145

<22> UN Doc. S/PV. 1931, p. 6, paras. 40-41

<23> UN Doc. S/PV. 1974, p. 3, para. 22

<24> UN Doc. S/PV. 1974, p. 25, para. 260

<25> UN Doc. A/C.2/31/SR. 67, p. 4, paras. 17-21

<26> UN Doc. A/PV. 1983, paras. 193-213

<27> Daniel P. Moynihan "A Dangerous Place" Little, Brown and Company, 1978, p. 257

<28> 国連協会専務理事 鈴木文彦、「回想 日本と国連の三〇年」、講談社、一九八六年、二六二頁

<29> 今井隆吉「民間大使覚え書」、電力新報社、一九八八年、一一一頁

<30> 外務省国際連合局「国連情報 第四巻」、一九七三年、二〇〇頁（七二年二月二七日付記事）

<31> 例えば一九九三年にコロンビアが (UN Doc. A/C.2/48/SR. 41) 一九九四年にアルジェリアが (UN Doc. A/C.2/49/SR. 3) 一九九五年にフィリピンが (UN Doc. A/C.2/50/SR. 4) それぞれG77と中国代表を代表して演説している。

<32> NHK取材班「日本の条件 四」、日本放送出版協会、一九八二年、一六一頁